

第1回 辰野町部活動地域クラブ移行連絡協議会 資料

令和6年8月1日

地域クラブ活動への移行について

1 移行の目的

- 地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築する
- 教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る

<部活動を取り巻く背景>

- 活動形態 : 生徒数の減少により、学校単独での活動や大会参加が困難
- 生徒・保護者 : 種目の選択肢の減少、専門性の高い指導が受けられない
- 教員 : 勤務時間外の指導・大会引率等、経験の無い競技の指導（約6割）による負担

2 目指す姿

学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行により、活動種目の選択肢が増えるとともに持続可能な活動環境が整い、県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる。

3 目指す活動

- 新たな地域クラブ活動の環境整備は、県のガイドラインを踏まえた市町村の推進計画等に沿って進められ、その活動の保障を目指す。
- まずは、休日の活動について、現在行っている活動の保障を目指し、その上で、新たな種目や活動内容について、ニーズに応じ段階的に拡充し、持続な環境を構築していくことが望ましい。



<県の役割>

- 生徒数の減少等により単独での地域クラブ活動が困難な市町村について、近隣市町村との連携が速やかに進められるよう、助言、協力等により支援する。
- 新たな地域クラブ活動について、持続可能な環境を構築できるよう、指導者の確保に協力する。

4 県の方針

- 原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行する。
- 国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す。
- 平日はできるところから移行を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する。

5 令和5年度の主な取組

- 国の実証事業を活用した市町村の取組の促進
 - 10 地区 16 市町村で実施・・・南佐久6町村、飯島町、飯田市、松本市、塩尻市、麻績村、長野市、須坂市、千曲市・坂城町、飯山市
- 市町村教育委員会への支援
 - ・ 教育事務所単位で市町村教育委員会と懇談
 - ・ 県総括コーディネーターや指導主事が要請に応じて助言、説明会、指導者研修会等を支援
 - ・ 県総括コーディネーターを窓口とした相談対応
 - ・ 先進事例や協議会資料等、地域クラブ活動に関する情報をホームページで発信
 - ・ 市町村担当者において、国や県からの情報を伝達し、市町村間で情報交換
 - ・ 県・市町村総括コーディネーター会議において、進捗状況や業務内容等を共有
- 「長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」（県の協議会）の開催
 - 地域クラブ活動のあり方や移行の進め方等について議論（3回）
- 各種調査の実施
 - ・ 地域クラブ活動への移行に係る児童・生徒とその保護者、教員への意識調査
 - ・ 市町村の進捗状況に係る実態調査

6 令和5年度の取組から得た主な課題

- ・ 市町村の枠を超えた広域連携の方法（運営団体の選定等）が難しい
- ・ 指導者の確保が難しい
- ・ 地域や保護者等の理解が進んでいない
- ・ 指導者謝金や生徒の移動手段等に係る財源の確保をどうするか

7 今後の取組の方向性

年 度	県 の 取 組
令和5年度	○ 「中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」、「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」の策定
令和6年度	○ コーディネーターを拡充し、複数市町村の連携（広域連携）による新たな地域クラブの設立に向けた支援を強化 ○ 地域等への理解促進のための啓発活動の実施（リーフレットの配布、ホームページ等） ○ 指導者確保に向けた支援の取組（指導者リストの作成 ～ 地域クラブとのマッチング。関係団体、企業、大学等との連携体制の検討、協力） ○ 国の実証事業の成果と課題の普及。実証事業（～令和7年度）の終了を見据えた、新たな地域クラブ活動の運営等に係る課題への対応の検討 ※市町村の取組：国の実証事業を活用した新たな地域クラブ活動への移行の実践（31 市町村が実施予定）
令和7年度	○ 地域クラブ活動への移行状況等についての調査・検証
令和8年度	○ 平日の部活動に係る地域クラブ活動への移行方針の提示（予定）

長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針の概要

策定のポイント

◎国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校部活動や地域クラブ活動の在り方を提示

○「長野県中学生期のスポーツ活動指針」と「長野県中学校文化部活動方針」を統合し、「新たな地域クラブ活動」についても考え方を提示

I 指針の趣旨 地域におけるスポーツ・文化芸術環境を整備を推進。地域クラブ活動においても、スチューデントファーストの考え方を継承

II 学校部活動について **※原則としてこれまでの考え方を踏襲**

- 1 適切な運営のための体制整備
 - ・活動方針の策定と公表。部活動指導員や外部指導者の活用
- 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - ・心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶
- 3 適切な休養日と活動時間等
 - ・原則朝部活は行わない。平日1日、休日1日の休養日の設置。平日2時間、休日3時間程度の活動時間。学校部活動と地域クラブ活動の活動時間の把握
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
 - ・性別や障がいの有無を問わず、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動環境の整備
- 5 学校部活動の地域との連携
 - ・休日、平日ともに地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動と学校部活動が連携して活動する日を増やす
- 6 スポーツ・文化芸術活動運営委員会
 - ・学校部活動の在り方のみならず、地域において実施されている社会体育・文化活動との連携、現状や課題についても共有
- 7 大会の在り方の見直し
 - ・複数合同チームの大会参加、学校と連携した地域のスポーツ・文化芸術クラブなどの参加資格の在り方、大会規模や日程等の運営の在り方を見直す
- 8 学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行 **※今回追加**
 - ・「子どもたちが生涯にわたって、スポーツ・文化芸術に親しめる環境の構築」、「教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上」を目的に新たな地域クラブ活動に移行
 - ・原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行。国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目的に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す
 - 平日はできるところから進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施
 - ・県教育委員会は令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す

Ⅲ 学校部活動の延長として行われている社会体育・社会文化活動について

Ⅳ 新たな地域クラブ活動について

※今回追記

1 新たな地域クラブ活動の在り方

- ・生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、新たな地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- (1) 参加者…学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器などが苦手な生徒、障がいのある生徒など希望する全ての生徒が対象
- (2) 運営団体・実施主体…地域のスポーツ・文化芸術団体と連携し環境整備を推進。ガバナンスコードに準拠した運営
- (3) 指導者…専門性や資質・能力を有する指導者の確保や研修等による指導者の育成。様々な団体や教員の兼職兼業による指導者の確保
- (4) 活動内容…体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動等生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保
- (5) 適切な休養日等の設定…休養日や活動時間については、学校部活動に準じて設定。新たな地域クラブの休日の活動については柔軟な対応を想定

- (6) 活動場所…地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校、廃校施設等の活用も検討

- (7) 会費の適切な設定と保護者等負担の軽減…低廉な会費の設定に努める。送迎支援や困窮家庭への支援を研究

- (8) 保険の加入…傷害保険の他、賠償保険の加入を義務付け、スポーツ・文化法人責任保険への加入を検討

3 学校との連携

- ・学校部活動の教育的意義や役割の継承。スケジュールの共有。生徒や保護者に対して、新たな地域クラブ活動を周知

V 取組の状況の把握と指針の見直し

- ・学校部活動や新たな地域クラブ活動の取組状況や実態を把握するとともに、今後の移行状況等を勘案し、見直しを行う

【参考】成長期にある中学生のスポーツ活動を実施する上で留意すべき視点

長野県地域クラブ活動推進ガイドラインの概要

保健厚生課・学びの改革支援課

策定の目的

- ◎ 市町村は、本ガイドラインをもとに、推進計画等を作成し、地域クラブ活動の環境整備を進める
- 地域クラブ活動への移行の手順や留意事項を提示

はじめに

- (1) 本県における学校部活動の現状と課題 ⇒ 生徒数の減少、合同チームの増加、部活の統廃合、運動部活度加入率の低下、顧問の競技経験、教員の勤務時間調査などから現状の学校部活動の維持は困難
- (2) 本ガイドライン策定の目的 ⇒ 新指針を踏まえ、新たな地域クラブへの移行・地域連携推進の具体的方策を示す

新たな地域クラブ活動の環境整備

1 本県が目指す地域クラブ

- (1) 地域クラブ活動に求められるもの

【目指す姿】

「学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行により、活動種目・内容の選択肢が増え、県内すべての生徒が、それぞれのニーズに合った活動を安定的に行うことができる」

【目的】

- 地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ環境を構築する
- 教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る
- (2) 新たな地域クラブで目指す活動（市町村と県の役割）
 - 基本的に新たな地域クラブ活動の環境整備は市町村の推進計画等に沿って進められ、その活動の保障を目指す
 - まずは、休日の活動について、現在行っている活動の保障を目指し、その上で、新たな種目や活動について、ニーズに応じ段階的に拡充し、持続可能な環境を構築していくことが望ましい
 - 県は、環境整備が速やかに進められるよう、生徒数の減少等により単独での地域クラブ活動が困難な市町村について、近隣市町村との連携が速やかに進められるよう、助言、協力等により支援。また、新たな地域クラブ活動について、持続可能な環境を構築できるよう、指導者の確保に協力する

2 運営団体の選定・設立までの手順と留意事項

協議会の準備、協議会の設置、ニーズ・課題の把握、推進計画等の作成、情報発信、運営団体の選定・設立、実施主体の決定、直ちに体制を整備することが困難な場合

3 運営団体・実施主体の運営と留意事項

(1) 適切な運営体制の構築

運営方針等の決定、活動のマネジメント、参加者のマネジメント、指導者のマネジメント、健全な運営管理のためのガバナンスコードの策定・公表、活動の周知に係る広報活動、地域・学校・関係団体等との連携

(2) 適切な指導体制の構築

指導者に求められる資質、指導者の質の担保、適切な指導の実施、指導者の量の確保、教員等の兼職兼業

4 新たな地域クラブ活動の推進スケジュール

○ 原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を地域クラブ活動に移行。国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目的に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す

○ 平日はできるところから進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施

○ 県教育委員会は令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す

■ おわりに

資料

- 1 移行取組・進度の目安となる項目（段階別）一覧表
- 2 学校部活動から地域クラブ活動への移行に係るQ&A

令和6年度 地域スポーツクラブ体制整備事業 (地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)

17地区29市町村

※令和5年度 10地区16市町村

令和6年度

地区数	市町村数	市町村名
1	1	長野市
2	2	松本市
3	3	塩尻市
4	4	千曲市
	5	坂城町
5	6	須坂市
	7	飯山市
6	8	栄村
	9	木島平村
	10	野沢温泉村
7	11	飯田市
	12	佐久穂町
	13	南牧村
8	14	小海町
	15	北相木村
	16	南相木村
	17	川上村
9	18	飯島町
	19	中川村
10	20	小布施町
11	21	松川町
12	22	富士見町
	23	原村
13	24	池田町
	25	松川村
14	26	南箕輪村
15	27	豊丘村
16	28	麻績村
17	29	泰阜村

市町村分布



広域連携実施

単独実施

県の主な取組

【指導者確保に向けた支援】

希望者が専用フォームから指導者登録し、指導者リストを作成する。その情報を市町村担当者と共有し、マッチングにつなげる。



【地域クラブ活動体制構築等への支援】

県コーディネーターを増員し、市町村の進捗状況の把握や地域移行が困難な市町村へ具体策を提案するなど、きめ細かな支援体制を構築し、全ての市町村が地域移行に動き出すことを目指す。

【生徒・保護者、地域住民等への理解促進】

リーフレットの配布やHPへの掲載等で地域移の目的や目指す姿などについて周知・理解を図る。



長野県における運営団体の設立又は選定までのイメージ

保健厚生課・
学びの改革支援課

県の支援

- ・長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会による推進計画等の検討
- ・児童生徒・保護者・教員へのアンケート調査、市町村との意見交換
- ・実証事業など、先行モデルの検証



地域クラブ設立の体制イメージ等の決定
エリア検討など、市町村間の広域的な連携の調整・支援※1



※1 県総括コーディネーター による広域的な調整支援

県は、単独での地域クラブ設立が難しく、近隣の市町村との広域的な活動を希望する市町村に対し、市町村間の相談・調整の場を設ける。また、県総括コーディネーターへの個別相談も受け付ける。

市町村の取組①

対象エリアの決定

複数の市町村

単独の市町村

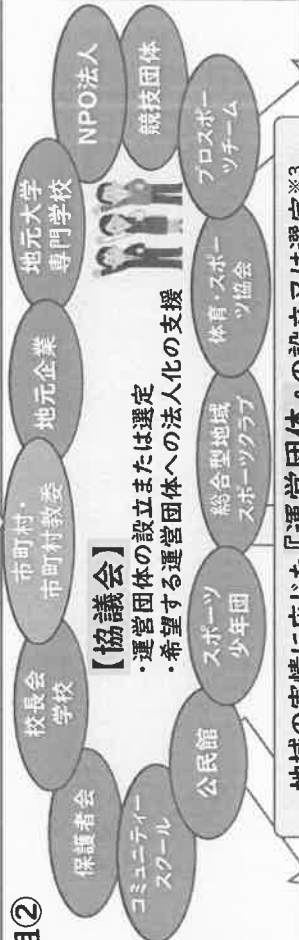
市町村の一部地域



県総括コーディネーター
による広域的な調整支援

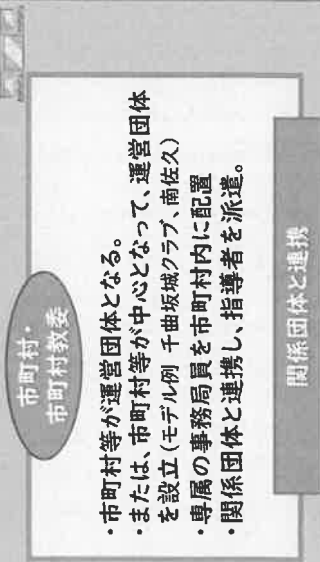
市町村等（広域連携含む）の取組②

- 協議会の設置※2
- ・協議会構成員の選定



地域の実情に応じた『運営団体』の設立又は選定※3

例1 市町村等主導型



例2 単独型



例3 集合型



※2 協議会の設置

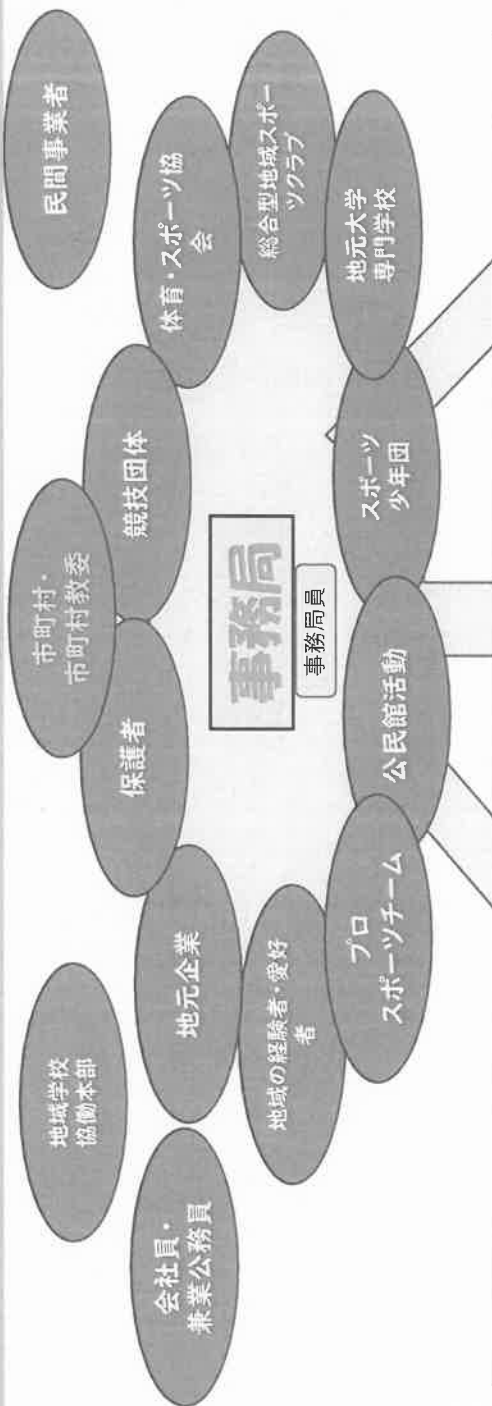
市町村は、関係者からなる協議会を設置し、生徒等のニーズを把握しつつ、新たな地域クラブの環境整備方法について検討し、当該団体と協議の上、運営団体を設立又は選定する。

※3 運営団体の設立又は選定

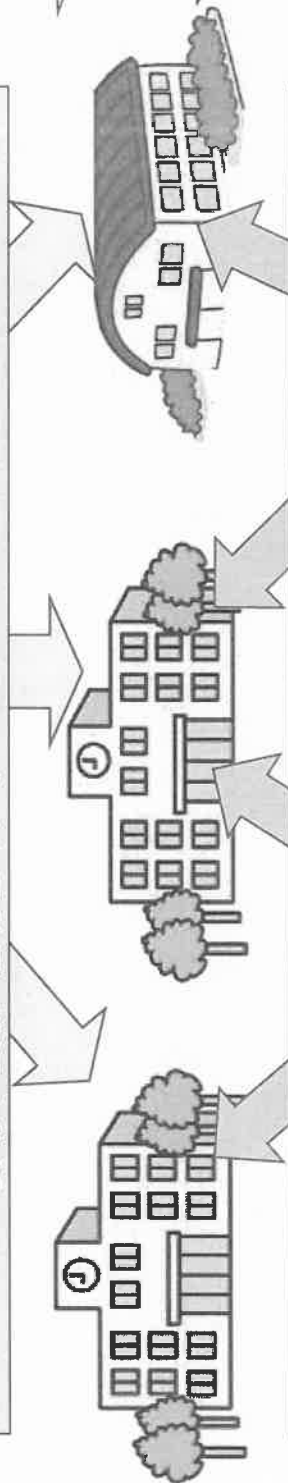
運営団体の設立、または選定は、地域の実情に応じ、最も最適な形態を下記の例等を参考に決定する。発足時には例1から始め、後に例2に移行する等、段階的に進めることも考えられる。また、賠償責任保険加入に際し、社団法人やNPO法人として設立することが好ましい。

実施主体と連携し、適正で持続可能な運営体制を構築し、会計処理、会場確保、指導者派遣、安全管理、送迎の手配等の実務を行う。

運営団体の体制づくりや運用のポイント



会場の確保、指導者のシフトの作成・派遣、安全管理



学校区単位で行える活動は主に学校施設で、
学校区単位より広い範囲で集合して行う活動は学校施設・社会体育施設等で実施



ポイント1 運営団体の組織

全ての種目・種別を1つの団体で担うことは困難。
複数の団体が協力して実施する体制が必要

ポイント2 運営団体の運用

統一のルールで運用するために、構成員による合議
制を取る必要がある

ポイント3 保険への加入

指導中の事故等に対応するため、運営団体としても
賠償責任保険に加入することが望ましい

ポイント4 教育的配慮

教育的観点に立った活動内容にするため、市町村教
委がクラブ運営に関われる体制づくりが望ましい

ポイント5 事務局員の配置

会場確保、指導者のシフト作成・派遣、安全管理の
業務を処理する専任の事務局員が必要

ポイント6 指導者の水準

最低限確保しなければならない水準は「その種目
等の経験者レベル」。勤務形態は有償ボランティア
又は自治体からの委託が良いか

ポイント7 平日の指導

平日の合同活動は困難な為、活動場所への指導者の
派遣やオンライン指導を活用する等実施方法を工夫

小・中学生、保護者様
地域の皆様

啓発リーフレット
表面（案）

中学校の部活動を 休日から段階的に 新たな地域クラブ活動に 移行します

子どもたちのニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動
環境を地域において創出します

- 地域の実情や願いに応じたスポーツ・文化芸術活動の充実
- 子どもたちの多様なニーズに応じた活動機会の創出
- 他校の生徒との交流による社会性の伸長
- 多世代交流機会の増加による地域コミュニティの強化
- クラブ単位による各種大会・競技会等への参加
- 教員の働き方改革を推進し、地域の学校教育の質の向上

本県の「部活動地域移行」に関わる会議資料等はこちら

 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/chikiikou.html>



【みんなで創る新たなブカツ「地域クラブ活動」お問合せ先】

【スポーツ関係】

保健厚生課 学校体育係

電話 026-235-7448

FAX 026-234-5169

E-mail sports-gakko@pref.nagano.lg.jp

【文化・芸術関係】

学びの改革支援課 義務教育指導係

電話 026-235-7434

FAX 026-235-7495

E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp

「地域クラブ活動」って何？

（Q1）県内中学校部活動における課題は？

- 生徒数の減少により、学校単独での活動や大会参加が難しい
- 廃部や休部により、生徒の興味・関心のある部活動の保証が難しい
- 専門外顧問が60%以上。教員の負担感を高めている

（Q2）地域クラブ活動の目指すところは？

- 「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる」の理念のもと、持続可能なスポーツ・文化活動の拠点を地域で築けるように
- 生徒の多様なニーズに応じた活動を地域において安定的に行えるように
- 地域において多世代と関わる機会が増え、地域活性化の一助になるように
- 部活動の負担が減り、教科指導等の充実が図られ、学校教育の質が向上するように

（Q3）県の方針（移行時期や平日の活動）は？

- 原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行します。
- 国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指します。
- 平日はできるところから移行を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します。

（Q4）地域にできることは？

- 地域クラブ活動の指導者、又は協力者として「（仮称）信州地域クラブ活動指導者リスト」にご登録をお願いします。